中学生のみなさんへ

性に関する犯罪・・・強制わいせつ罪など

性的な興味・好奇心などから、プライベートゾーン（水着で身体を隠す部分）を
触る、人に触らせる・・・強制わいせつ罪
見せる・・・公然わいせつ罪
盗撮する・・・県迷惑防止条例違反
などの行為は犯罪であり、絶対にしてはいけません。
相手が男性でも女性でも関係ありません。

恋人同士の間に起こる暴力のことを
『デートDV』と言います。

身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	経済的暴力

このような被害にあった場合には、迷わず相談しましょう。

児童ポルノの所持、要求、拡散等は犯罪です！

※「児童ポルノ」とは、18歳未満の児童のわいせつな写真、動画やデータのことです。

あなたのスマホに児童ポルノの画像を保存していませんか？
「中学生だから捕まらないでしょ」
✕「保存するだけなら捕まらないでしょ」
児童ポルノ禁止法違反
所持罪
【罰則】1年以下の懲役または100万円以下の罰金

彼女などに裸の写真を送らせたことはありませんか？
✕「彼女だし、他の人には見せないからいいでしょ」
児童ポルノ禁止法違反
製造罪
【罰則】3年以下の懲役または300万円以下の罰金

友達からもらった児童ポルノの画像を他の友達に送っていませんか？
✕「友達がほしがってるし1人だけなら大丈夫だろう」
児童ポルノ禁止法違反
提供罪
【罰則】3年以下の懲役または300万円以下の罰金

裸の画像を送ってもらうよう頼んだことはありませんか？
✕「頼んだだけ。実際には画像をもらってないから捕まらないでしょ」
熊本県少年保護育成条例違反
要求罪
【罰則】30万円以下の罰金

保護者の皆様へ

思春期の子供の特徴

- ○ 自我が強まって、親や先生がうっとうしくなる
- ○ 秘密を持とうとする
- ○ ちょっとしたことで有頂天になったり、深く傷ついたりする
- ○ 性や異性への興味が高まる　など

このような特徴は、思春期の子供の正常な成長の過程です。いたずらに動揺したり、押さえつけたり、腫れ物に触るような接し方をせず、子供を信じて、温かく見守りましょう。

問題行動には早めに対応しましょう

【兆候】

- ○ 行き先を告げず外出したり、帰りが遅くなる
- ○ 買い与えていないものを持っている
- ○ 言葉遣いが乱暴になる
- ○ 片時もスマートフォンを離さず、SNSを使っている
- ○ 学校や部活に行きたがらない
- ○ 友人関係に変化がみられる　など

「もしかしたら、自分の子供が過ちを犯すかもしれない」という危機感を持ち、しっかりお子さんと向き合いましょう。子供の問題行動には必ず原因があるものです。
親として何ができるのか、生まれてきてくれた子供の将来のために、家族みんなで話し合いましょう。また、1人で悩みを抱え込まず、相談しましょう。

子供さんに関する相談はこちらへ・・・

熊本県警察本部生活安全企画課　肥後っ子サポートセンター

【肥後っ子テレホン】 0120－02－4976（オー ニッコリ ヨクナロー）　携帯電話からは、096－384－4976（サーハヨー　ヨクナロー）
【相談受付】 平日　8:30～17:15

熊本県警察
肥後っ子サポートセンター
ホームページ

県警公式YouTubeチャンネル
SNS非行、被害防止啓発動画
『ゆっぴーと学ぼう！！あんしんネットスクール』
ゆっぴーと学ぼう　検索

熊本県少年警察ボランティア連絡協議会・熊本県警察